

持続可能なビジネスのために 今こそ適切な価格転嫁の実現を

原材料やエネルギー価格、労務費の上昇など、コスト負担増が企業経営を圧迫する中で、企業の事業継続や成長を実現していくためには、適切な価格転嫁が不可欠です。

長野県では 価格転嫁促進アクション

支援制度を
直接お届け



個別相談付
セミナー開催



機運醸成に
向けた広報



に取り組んでいます。

【重点期間：令和7年3月から6月】

お悩みはこちらへ相談を！

無料

長野県よろず支援拠点
(価格転嫁サポート窓口)



様々な実績を有するコーディネーターが、価格交渉に関するアドバイスやノウハウの習得支援を行っています。

026-227-5875

無料

下請かけこみ寺



中小企業等の取引上のお悩み相談に対し、企業間取引や下請代金法などに詳しい相談員や弁護士が無料で相談に応じています。

0120-418-618

価格転嫁促進アクションの実施について

政府では、毎年3月と9月を「価格交渉促進月間」に位置付け、適切に価格転嫁できる環境を作るため、サプライチェーン全体での価格交渉・価格転嫁を呼び掛けています。

県においても、本月間と歩調を合わせ「価格転嫁促進アクション」を実施し、県内企業の適切な価格転嫁の促進に向け、きめ細かくサポートしていきます。

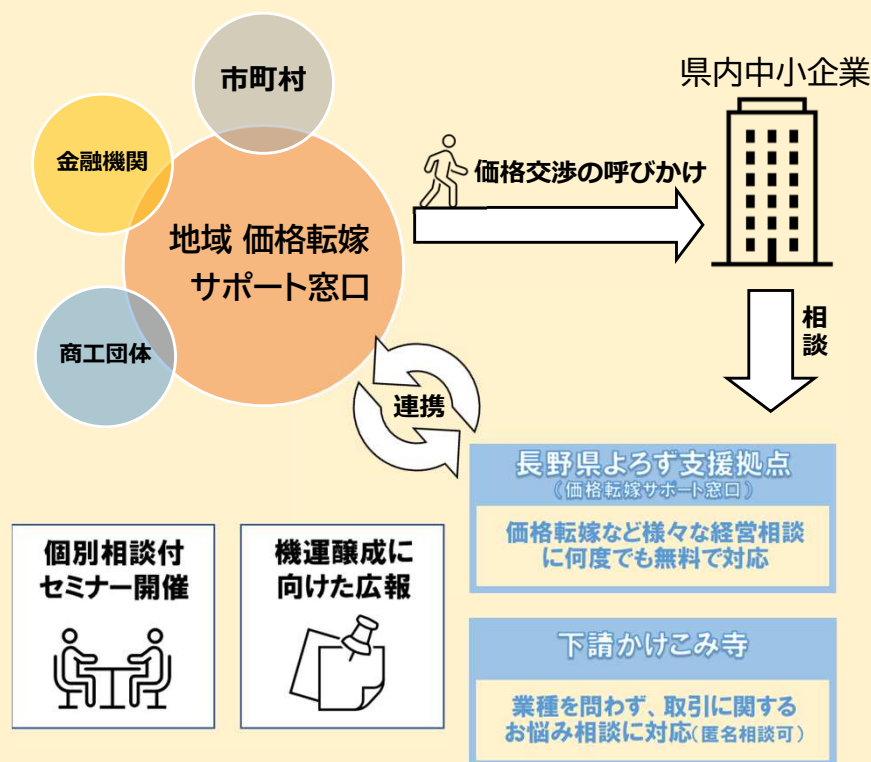
重点支援期間

令和7年3月から6月（価格交渉促進月間に合わせてスタート）

実施内容

地域ごとにサポート体制を構築し、価格交渉を呼びかけます！

既存の相談窓口に加え、地域振興局商工観光課に「地域 価格転嫁サポート窓口」を設置し、市町村や金融機関、商工団体とも連携しながら、価格転嫁の支援施策や相談窓口をまとめた広報ツールを活用して県内企業へ価格交渉を直接呼びかけます。



長野県では、適切な価格転嫁を実現できるよう取引環境の整備に向けて取り組んでいます。

県内企業の皆様の「適切な価格転嫁」をサポートします！

中小企業・小規模事業者が買上げの原資を確保して、県内経済の成長と分配の好循環につなげるため、県内企業の皆様の「適切な価格転嫁」をサポートします。

価格転嫁と買上げを促し地域経済の活性化に取り組む共同宣言
(R4.12.27)

経済団体・労働団体・行政機関11団体の連名により、価格転嫁の機運を醸成するとともに、県内中小企業、小規模事業者における資金の引き上げを促し、サプライチェーン全体での共存共栄、利益の向上を図ることを目的に共同宣言を発出しました。

宣言に基づき、情報発信や制度周知等を相互に連携して実施しています。

【発出者】

- 長野県経営者協会
- 長野県商工会議所連合会
- 日本労働組合総連合会長野県連合会
- 財務省関東財務局長長野財務事務所
- 長野県市長会
- 長野県
- 長野県中小企業団体中央会
- 長野県商工会連合会
- 経済産業省関東経済産業局
- 厚生労働省長野労働局
- 長野県町村会

長野県 産業労働部

価格交渉サポートセミナーを開催します！

3月のオンラインセミナー（3月24日（月曜日））を皮切りに、価格交渉のポイントや支援施策を学ぶ「価格交渉サポートセミナー」を県内4会場で開催します。

さらに、セミナー後には、長野県よろず支援拠点による個別相談会も実施し、県内企業のお悩みに直接対応します。

価格転嫁の機運醸成に向けて広報を強化します！

プレスリリースによる発信を行うほか、関係機関と協力し広報を強化することにより、価格転嫁しやすい環境づくりを促進します。

価格交渉にお悩みの皆様へ！

個別相談会
付き

価格転嫁交渉サポートセミナー

物価高騰や人手不足によるコスト負担増が企業経営を圧迫する中、適切な価格転嫁は待ったなし！

しかし、「交渉の仕方がわからない…」「適正価格の算出方法がわからない…」と諦めてしまっていないですか？



県では、多数の企業支援経験を有する長野県よろず支援拠点の専門家を講師に招き、価格転嫁交渉のポイントを学ぶセミナーを開催します。

関東経済産業局や中小企業基盤整備機構からも価格転嫁交渉に役立つ情報を講演いただきます。

価格転嫁交渉の方法(コツ)を学び、適切な価格転嫁を実現しましょう！

長野会場 6月4日(水) **ハイブリッド**

長野合同庁舎 501～503会議室
定員:会場40名、オンライン100名

上田会場 5月15日(木)

上田合同庁舎 講堂 定員:40名

松本会場 5月20日(火)

松本合同庁舎 講堂 定員:60名

上伊那会場 4月17日(木)

伊那合同庁舎 講堂 定員:40名

参加
無料

県内4会場
で開催！

長野会場は
オンラインとの
ハイブリッド開催

各回 13:30～15:30
(個別相談:セミナー終了～16:30)

講演テーマ①

労務費や原材料費等の
適切な転嫁のための価格交渉実践ポイント
長野県よろず支援拠点(価格転嫁サポートチーム)

講演テーマ②

適切な価格転嫁に
向けた国の取組について

経済産業省
関東経済産業局 産業部
適正取引推進課

価格転嫁検討ツール、
儲かる経営ツツク君
の活用方法

独立行政法人
中小企業基盤整備機構

長野県よろず支援拠点による個別相談会

【事前申込制、申込先着3組(上伊那会場のみ4組)】

※先着順に漏れた方は、長野県よろず支援拠点のお問い合わせ
フォームから個別に相談申込をお願いします。

<https://nagano-yorozu.go.jp/contact>

担当講師



長野県よろず支援拠点(価格転嫁サポートチーム)



樋口 武伸 氏
(FP、営業士)

長野

上伊那



大原 健佑 氏
(中小企業診断士)

松本



尾崎 樹里子 氏
(中小企業診断士)

上田



お申込みはこちら

以下の申込フォーム又は二次元コードからお申込みください。

<https://forms.office.com/r/n1aWHNWUL9>

申込期限 各回開催日の3日前まで(定員に達し次第締め切ります)



「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」 に沿った価格交渉の実施をお願いします。

本指針の性格

- ✓ 労務費の転嫁に関する事業者の**発注者・受注者の双方の立場からの行動指針**
- ✓ 本指針に記載の12の行動指針に沿わないような行為をすることにより、**公正な競争を阻害するおそれがある場合には、公正取引委員会において独占禁止法及び下請代金法に基づき厳正に対処**することを明記
- ✓ 他方で、**記載された発注者としての行動を全て適切に行っている場合、通常は独占禁止法及び下請代金法上の問題が生じない旨を明記**



詳細は、公正取引委員会のホームページでご確認いただけます。
<https://www.iftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/romuhitenka.html>



発注者として採るべき行動／求められる行動

- 行動① 本社（経営トップ）の関与
- 行動② 発注者側からの定期的な協議の実施
- 行動③ 説明・資料を求める場合は公表資料とすること
- 行動④ サプライチェーン全体での適切な価格転嫁を行うこと
- 行動⑤ 要請があれば協議のテーブルにつくこと
- 行動⑥ 必要に応じて考え方を提案すること



受注者として採るべき行動／求められる行動

- 行動① 相談窓口を活用して、積極的に情報を収集
- 行動② 価格交渉の根拠資料は公表資料を用いる
- 行動③ 値上げ要請に比較的優位なタイミングなどの機会を活用
- 行動④ 発注者から価格を提示されるのを待たずに自ら希望する額を提示

発注者・受注者の双方が採るべき行動／求められる行動

- 行動① 定期的なコミュニケーション
- 行動② 交渉記録の作成、発注者と受注者の双方での保管

長野県では、適切な価格転嫁を実現できるよう取引環境の整備に向けて取り組んでいます。



県内企業の皆様の 「適切な価格転嫁」をサポートします！

中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保して、県内経済の成長と分配の好循環につなげるため、県内企業の皆様の「適切な価格転嫁」をサポートします。



価格転嫁と賃上げを促し地域経済の活性化に取り組む共同宣言 (R4.12.27)

経済団体・労働団体・行政機関11団体の連名により、**価格転嫁の機運を醸成するとともに、県内中小企業、小規模事業者における賃金の引き上げを促し、サプライチェーン全体での共存共栄、利益の向上を図ることを目的に共同宣言を発出**しました。

宣言に基づき、情報発信や制度周知等を相互に連携して実施しています。

【発出者】

- 長野県経営者協会
- 長野県商工会議所連合会
- 日本労働組合総連合会長野県連合会
- 財務省関東財務局長野財務事務所
- 長野県市長会
- 長野県
- 長野県中小企業団体中央会
- 長野県商工会連合会
- 経済産業省関東経済産業局
- 厚生労働省長野労働局
- 長野県町村会

価格転嫁促進に向けた支援制度のご紹介



相談窓口 ～価格転嫁に関するお困りことはこちらにご相談ください～

無料 長野県よろず支援拠点 (価格転嫁サポート窓口)



価格転嫁など様々な経営相談に 何度でも無料で対応します

様々な実績を有するコーディネーターが、無料で専門的なアドバイスを行います。「価格転嫁サポート窓口」の設置に加え、「価格転嫁サポートチーム」を組織し、価格交渉に関するアドバイスやノウハウの習得支援を行っています。

☎ **026-227-5875**
✉ info@nagano-yorozu.go.jp
🌐 <https://nagano-yorozu.go.jp/>

無料 下請かけこみ寺



業種を問わず、取引に関するお悩み 相談をお受けします(匿名相談可)

下請かけこみ寺では、中小企業等の取引上のお悩み相談に対し、企業間取引や下請代金法などに詳しい相談員や弁護士が無料で相談に応じています。相談内容はもちろんのこと、相談を受けたこと自体も秘密として取り扱います。

☎ **0120-418-618**
(長野県の相談窓口につながります)
🌐 <https://www.zenkyo.or.jp/kakemomi/>

長野県長野市若里1-18-1 (公財) 長野県産業振興機構内



価格転嫁検討ツール(登録不要・無料)を活用しましょう!

仕入れ・材料費や人件費、水道光熱費等のコスト増加分を価格に反映させたい中小企業・小規模事業者の皆様が商品別(取引先別)の収支状況も確認しながら、目指すべき取引価格を検討できるシミュレーションツールです。

損益計算書をもとに大まかな傾向をつかむことで、現状を知り、価格交渉に向けた相談のきっかけとしてください。

【価格転嫁検討ツール(中小企業基盤整備機構)】
<https://kakakutenka.smri.go.jp/>



価格転嫁の必要性が“どのくらい”かみえる “価格転嫁”検討ツール

- ① 商品別の収支状況を把握
- ② 数値を代入して検証
- ③ 目指すべき取引価格を試算

検討をはじめ
(登録不要・無料)

※ツールのご利用はパソコン(PC)からお願いします。



価格転嫁交渉においては、コストの上昇状況など、価格転嫁が必要となる理由を明確に示すことをはじめ、しっかりと準備を行うことが大切です。様々な支援施策やツールが用意されていますので、ぜひご活用ください。



価格交渉の準備 ～価格交渉に役立つツールをご活用ください～

価格交渉ハンドブック(中小企業庁)

取引先と価格交渉を行うために準備しておくといツールや交渉を行う上で押さえておくポイントなどを、わかりやすくまとめています。

- 価格交渉ハンドブック(中小企業・小規模事業者向け) ※PDFファイルが開きます。
https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/pamflet/kakaku_kosho_handbook.pdf
- ここから始める価格交渉 ※PDFファイルが開きます。
https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/pamflet/hajimeru_kakaku_kosho.pdf



適正取引講習会(中小企業庁)

説得力のある価格交渉を行えるよう、オンラインで適正取引講習会を開催しています。

- 適正取引講習会(中小企業庁): <https://tekitorisupport.go.jp/session/>



労務費、原材料費、エネルギーコスト上昇の根拠となる公表資料 (中小企業庁)

価格交渉の根拠資料作成の際に参考となる公表資料をまとめています。

- 各公開資料(中小企業庁): <https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/gyoukai/konkyo.html>



価格交渉支援ツール(埼玉県)

価格交渉を行う際に原材料費等の高騰状況の根拠資料を簡単に作成できる「価格交渉支援ツール」を埼玉県のホームページから無料でダウンロードできます。

- 価格交渉支援ツール(埼玉県): <https://www.pref.saitama.lg.jp/a0801/library-info/kakakukoushoutool.html>



パートナーシップ構築宣言をご存じですか?

「パートナーシップ構築宣言」とは・・・

企業が『発注者』の立場から、取引先との共存共栄の取組や取引条件のしわ寄せ防止を宣言する取組です。

宣言企業名や宣言内容はポータルサイトで確認できます。価格交渉先企業の宣言を確認しておくことが重要です。



長野県の宣言企業数
1,117社 (R7.1.20現在)

業種・規模を問わず宣言できます!

企業が「発注者」の立場で自社の取引方針を宣言するものです。

【宣言企業のメリット】

- ★ 自社の取組を広く周知でき、企業イメージの向上を図れる
- ★ 一部の補助金で加点措置を受けることができる etc.

【パートナーシップ構築宣言ポータルサイト】
<https://www.biz-partnership.jp/index.html>



令和7年度中小企業融資制度資金改正内容

趣旨・目的

令和7年度の中小企業融資制度資金は、物価高の影響等により経営環境が悪化している事業者を下支えする資金の継続や、人口減少による人手不足を補うための省力化投資等の取組みに対する資金の拡充を行います。

主な改正内容

(1) 貸付利率の引上げ

◇一部メニューを除き、一律0.1%引き上げます。

- ・日本銀行の政策金利の引上げに伴う県内金融機関の貸付利率の引上げ等を勘案し、県融資制度の貸付利率を原則として、0.1%引き上げます。
- ・ただし、県内中小企業者の動向等を踏まえ、県の重点施策関連メニュー及び資金繰り支援メニューは金利を据え置きます。

金利引上げ	金利据置き
○中小企業振興資金（創業枠を除く） ○小規模企業発展資金 ○経営健全化支援資金のうち、以下のもの ・経営安定対策 ・特別経営安定対策 ・防災・災害対策の一部 ○信州創生推進資金のうち、以下のもの ・事業承継向け ・事業展開向け ・地域活性化向け ・企業立地向け	○中小企業振興資金（創業枠） ○経営健全化支援資金のうち、以下のもの ・防災・災害対策の一部 ・物価高対策 ・新型コロナ借換向け ○信州創生推進資金のうち、以下のもの ・創業支援向け ・IT産業向け ・ゼロカーボン・次世代産業向け ○経営改善サポート資金

(2) 中小企業振興資金（しあわせ信州創造枠）の拡充

◇以下の要件を全て満たす中小企業者等を追加します。

- ・「ながの子育て家庭優待パスポート事業」において協賛する者
- ・こどもまんなか応援サポーターの宣言をする者
- ・ながの子育て応援企業同盟へ加入する者

(3) 経営健全化支援資金（防災・安全対策）と（災害対策）の統合

(4) 信州創生推進資金（事業承継向け）の貸付対象者の変更

◇貸付対象者ア及びエの以下のとおり修正します。

ア 他社が営む既存事業の一部を譲り受け、事業継続しようとする者

エ 「事業承継」を行おうとする者または「事業承継」を行ってから5年未満の者であって当該事業の拡大を図ろうとする者

(5) 信州創生推進資金（省力化投資向け）の創設

◇省力化に資する設備投資等を対象する資金を以下のとおり創設します。

貸付対象者	ア 中小企業省力化投資補助金の交付決定を受けて設備導入を行おうとする者 イ 経営強化法第52条第1項の規定による認定を受けた先端設備等導入計画に従って先端設備等の導入を行おうとする者 ウ AI・IoT・ロボットに関する研究開発を行おうとする者又はAI・IoT・ロボットを用いた設備導入等※により生産性向上を図ろうとする者 エ 上記ア～ウのいずれにも該当せず、物流の効率化に資する設備導入又は環境整備等により生産性向上を図ろうとする者（物流・運送事業者や荷主事業者） ※「長野県デジタル化一貫支援サイト」に掲載されているアプリケーション等の導入を含む
貸付限度額	設備資金 1億5,000万円 運転資金 3,000万円
貸付利率	年1.1%
貸付期間	設備資金 10年以内（うち据置1年以内） うち土地・建物等 15年以内（うち据置1年以内） 運転資金 7年以内（うち据置1年以内）

注）貸付対象者ウ及びエは信州創生推進資金（事業展開向け）からの移行

(6) 信州創生推進資金（IT産業向け）の貸付対象者の整理

◇貸付対象者ア（ア）を信州創生推進資金（創業支援向け）に移行し、
貸付対象者イを信州創生推進資金（企業立地向け）に移行します。

(7) 信州創生推進資金（海外展開向け）の廃止 ◇利用実績を踏まえて廃止します。

(8) 経営改善サポート資金（再生支援強化型）の創設

◇経営改善サポート資金（特別型）を令和7年3月31日付けで廃止し、経営改善サポート資金（再生支援強化型）を令和7年4月1日より創設します。

貸付対象者	経営サポート会議による検討に基づき作成された計画等に従い、事業再生の計画等の実施をする者で、事業再生計画実施関連保証（経営改善・再生支援強化型）を利用し、金融機関に対して計画の実行及び進捗の報告を行う者
貸付限度額	設備・運転合計 1億5,000万円 ※通常型との合計で2億8,000万円
貸付利率	年1.6%
貸付期間	設備資金・運転資金（借換含む） いずれも 15年以内（据置期間3年以内）
信用保証料	0.80又は1.00% →国：0.50又は0.70%補助 県：一律0.3%補助 事業者：自己負担なし
その他	・信用保証付き融資全般の借換が可能（特別型と同様）

令和7年度長野県中小企業融資制度資金 貸付条件

資 金 名		融資可能額 (億円)		貸付条件										
				貸付利率(%)		貸付期間(年) ()内は土地・建物等		据置 (月)	貸付期間(年) ()内は土地・建物等		据置 (月)	貸付限度額 (千円)		
		7年度	6年度	7年度	6年度	7年度			6年度			7年度	6年度	
中小企業振興資金		195	185	2.2 1年以内1.9 (拡) しあわせ信州 創造枠2.0 1年以内1.7	2.1 1年以内1.8 しあわせ信州 創造枠1.9 1年以内1.6	設備	10(20)	12	設備	10(20)	12	100,000	100,000	
				運転	7 借換10	6 借換12	運転	7 借換10	6 借換12	50,000	50,000			
	短期継続融資枠				1.9	1.8	運転	1	-	運転	1	-	30,000	30,000
	創業枠				1.1	1.1	設備	10	12	設備	10	12	35,000	35,000
					運転	7	12	運転	7	12	運転	7		
小規模企業発展資金		5	15	2.0	1.9	設備 運転	10 7 借換7	12 6 借換12	設備 運転	10 7 借換7	12 6 借換12	20,000	20,000	
経営健全化支援資金	経営安定対策	30	15	2.0	1.9	設備	10	12	設備	10	12	特別経営安定対策と合算で 60,000 60,000		
						運転	7 借換10	12 借換24	運転	7 借換10	12 借換24			特別経営安定対策と合算で 80,000 80,000
	特別経営安定対策	20	65	1.7	1.6	設備	10	12	設備	10	12	経営安定対策と合算で 60,000 60,000		
						運転	7 借換10	12 借換24	運転	7 借換10	12 借換24			経営安定対策と合算で 80,000 80,000
	防災・安全対策 (統合)	10	10	2.0	1.9	設備	10(15)	24	設備	10(15)	24	150,000	150,000	
						運転	7	12	運転	7	12	30,000	30,000	
	災害対策	5	1.1	1.1	設備	10(15)	24	設備	10(15)	24	60,000	60,000		
					運転	7	24	運転	7	24	80,000	80,000		
	物価高対策	120	200	1.2	1.2	設備	10	24	設備	10	24	60,000	60,000	
						運転	7	24	運転	7	24	80,000	80,000	
	新型コロナ借換向け	120	-	1.6	1.6	設備	10	12	設備	10	12	100,000	100,000	
						運転	10	12	運転	10	12			
(新)信州創生推進資金	創業支援向け	60	60	1.1 イノベーション等 1.0	1.1 イノベーション等 1.0	設備	10	12	設備	10	12	35,000	35,000	
						運転	7	12	運転	7	12	20,000	20,000	
	IT産業向け	3	10	1.1	1.1	設備	10(15)	12	設備	10(15) (※1)	12 (※1)	150,000	150,000	
						運転	7	12	運転	7	12	50,000	50,000	
	事業承継向け	15	10	1.1	1.0	設備	10(15)	12	設備	10(15)	12	150,000	150,000	
						運転	7 借換10	12	運転	7 借換10	12	30,000 借換80,000	30,000 借換80,000	
	事業展開向け	30	25	1.2	1.1	設備	10(15)	12	設備	10(15)	12	150,000	150,000	
						運転	7	12	運転	7	12	30,000	30,000	
	省力化投資向け	30	-	1.1	-	設備	10(15)	12	設備	-	-	150,000	-	
						運転	7	12	運転	-	-	30,000	-	
	地域活性化向け	10	5	1.8 伝統工芸、 からだに 優しい食品 1.5	1.7 伝統工芸、 からだに 優しい食品 1.4	設備	10(15)	12	設備	10(15)	12	150,000	150,000	
						運転	7	12	運転	7	12	30,000	30,000	
企業立地向け	5	5	1.5 ICT産業立地助 成金利用者 1.1	1.4	設備	15 工場新設等	36	設備	15 工場新設等	36	280,000	300,000		
					設備	10 設備導入	24	設備	10 設備導入	24	150,000	150,000		
					運転	7	12	運転	7	12	30,000	30,000		
					設備	10(15)	24	設備	10(15)	24	150,000	150,000		
	本社機能移転					運転	7	12	運転	7	12	30,000	30,000	
		ゼロカーボン・ 次世代産業向け	7	15	1.1 次世代産業向 け 1.4	1.1 次世代産業向 け 1.4	設備	10(15)	24	設備	10(15)	24	100,000	100,000
運転	7	12					運転	7	12	30,000	30,000			
収益が出るまでに相 応期間を要する分野 の事業を行う者	設備	15(18)					60	設備	15(18)	60	150,000	150,000		
	運転	12					60	運転	12	60	50,000	50,000		
経営改善サポート資金(通常型)		20	22	1.6	1.6	設備	15	12	設備	15	12	※通常型と再生支援強化 型の合計で280,000		
(新)経営改善サポート資金(再生支援強化型)	20	-	1.6	-	運転	15	12	運転	15	12				
					設備	15	36	設備	-	-				
						運転	15	36	運転	-	-			
合 計		700	800											

※1 ICT産業立地助成金の事業認定を受け、事業用施設の新設又は移転等を行うものとする者については、貸付期間(設備)15年、据置期間36月を適用